

○大和村廃屋等対策助成金交付要綱

令和4年3月23日要綱第1号

改正

令和4年8月1日要綱第3号

令和4年12月28日要綱第12号

大和村廃屋等対策助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大和村内にある廃屋を防災または防犯上の観点から取り壊そうとする個人に解体撤去にかかる費用の一部を助成することで、廃屋の解消促進を図り、村内の安全で安心な環境を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において廃屋とは、村内にある建物で、居住実態又は使用実態がなく、防災又は防犯上の危険がある住居、倉庫等をいう（以下「廃屋等」という。）。

(助成対象及び助成対象者)

第3条 助成対象は、前条で定義する廃屋等とし、同一敷地内の構造物等は全て解体撤去しなくてはならない。ただし、敷地内に現に居住又は使用する建物がある場合、及び敷地境界を示すブロック塀等はこの限りではない。

2 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、村税及び村への納付金等の滞納がない者とする。

(1) 廃屋等の所有者またはその相続人

(2) その他、村長が必要と認める者

3 助成金の交付回数は、同一敷地につき1回限りとする。

(助成対象費用及び助成額)

第4条 助成の対象となる費用は、前条に定める廃屋等の解体撤去にかかる10万円以上の費用とし、その費用の2分の1の額（千円未満端数切捨て）を助成し、上限額を50万円とする。ただし、次の各号に掲げる費用は対象外とする。

(1) 公共事業による移転、建替え、その他の補償の対象となっている廃屋等の解体撤去費用

(2) 建物・倉庫等の一部のみの解体撤去費用

(交付申請)

第5条 助成を受けようとする助成対象者は、解体撤去に着手する前に大和村に大和村廃屋等対策助成金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、村長に提出しなければならない。

(1) 収支予算書（第2号様式）

(2) 登記事項証明書（登記がされていない場合は、名寄帳件課税台帳）

(3) 廃屋等の所有者等の同意書（複数名いる場合）及び土地の所有者の同意書（第3号様式）

(4) 誓約書（第10号様式）

(5) 納税証明書

(6) 解体着手前の現況写真

(7) その他村長が必要と認める書類

(助成金の額)

第6条 村長は、申請書の提出があったときは、当該助成金申請書及び関係書類を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、助成金の額を決定し、大和村廃屋等対策助成金交付決定通知書（第4号様式）により当該助成対象者に通知する。

2 助成金の支払方法は、確定払とする。

(実績報告)

第7条 助成を受けようとする助成対象者は、解体撤去が完了したときに、速やかに実績報告書（第6号様式）に次の書類を添えて提出しなければならない。

(1) 収支精算書（第2号様式）

(2) 解体後の現況写真

(3) 解体撤去費用の領収書の写し

(4) その他村長が必要と認める書類

(助成金の確定)

第8条 村長は、前条の実績報告を受けた場合には、関係書類を審査し、必要に応じて現地確認検査等を行い、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、交付確定通知書（第7号様式）により通知する。

(助成金の返還)

第9条 村長は、助成金の交付を受けた者が、この要綱に違反するか、又は不正の手段により助成金を受けたと認めた場合は、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年8月1日要綱第3号)

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月28日要綱第12号)

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

第1号様式(第5条関係)

年 月 日

大和村長 殿

申請者 住 所
氏 名 印
連絡先

大和村廃屋等対策助成金交付申請書

大和村廃屋等対策事業について助成金の交付を受けたいので、関係書類を添え申請します。

記

1 助成金交付申請額 金 円

2 助成事業の名称 大和村廃屋等対策事業

3 関 係 書 類

- (1) 収支予算書（第2号様式）
- (2) 登記事項証明書（登記がされていない場合は、名寄帳兼課税台帳）
- (3) 廃屋等の所有者等の同意書（複数名いる場合）及び土地の所有者の同意書（第3号様式）
- (4) 誓約書（第10号様式）
- (5) 納税証明書
- (6) 解体着手前の現況写真
- (7) その他村長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

第2号様式(第5条関係)

収 支 予 算 書 (精 算 書)

収入の部

区 分	予 算 額	決 算 額 (精 算 額)	比 較	摘 要
融 資				
自己資金				
計				

支出の部

区 分	予 算 額	決 算 額 (精 算 額)	比 較	摘 要
計				

様式第3号（第5条関係）

第3号様式(第5条関係)

年 月 日

殿

同 意 書

大和村廃屋等対策事業申請に係る，下記廃屋等を解体撤去することについて同意します。

記

廃屋等所在地(住所)	
申請者名	

☐建物所有者

☐建物相続人

☐土地所有者

住所_____

氏名_____⑩

様式第4号（第6条関係）

第4号様式(第6条関係)

大和 第 号
年 月 日

様

大和村長



大和村廃屋等対策助成金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった下記助成金については、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 助成事業等の名称 大和村廃屋等対策事業
- 2 交付決定額 金 円
- 3 交付決定の内容 解体撤去
- 4 認定条件
 - (1) この助成金は、目的以外に使用してはならない。
 - (2) この助成金について、村長の調査により助成の目的に従って遂行されていないと認められるときは、助成金の全部又は一部を返還させることがあります。
- 5 助成金額の確定
解体撤去後に提出する実績報告により、助成金額が決定額と異なることがあります。

様式第5号（第6条関係）

第5号様式(第6条関係)

大和 第 号
年 月 日

様

大和村長 印

大和村廃屋等対策助成金（不）承認書

年 月 日付で申請のあった，大和村廃屋等対策事業による交付申請については，審査の結果（不）承認いたします。

様式第6号（第7条関係）

第6号様式(第7条関係)

年 月 日

大和村長 殿

助成事業者 住 所
氏 名 印

大和村廃屋等対策助成金実績報告書

年 月 日付大和企観第 号の廃屋等対策助成金交付決定通知書に基づ
き対策を実施したので、関係書類を添えてその実績を報告します。

関係書類

- 1 収支精算書（第2号様式）
- 2 支出証拠書類添付
- 3 施工写真
- 4 その他

様式第7号（第8条関係）

第7号様式(第8条関係)

大和 第 号
年 月 日

殿

大和村長 印

大和村廃屋等対策助成金交付確定通知書

年 月 日付で申請のあった大和村廃屋等対策助成金については、下記のとおり確定しました。

記

解体撤去費用及び助成金

解体撤去費用	金	円
助成金の額	金	円

様式第8号（第8条関係）

第8号様式(第8条関係)

請 求 書

一 金	円
-----	---

ただし 年 月 日付大和企観 第 号の助成金交付確定通知書に基づく
大和村廃屋等対策助成金
上記のとおり請求します。

年 月 日

申請者 印
住所 〒

振り込み先
銀行 支店
口座名
口座番号 当座・普通 号

大和村長 殿

様式第9号（第9条関係）

第9号様式(第9条関係)

大和 第 号
年 月 日

殿

大和村長 印

大和村廃屋等対策助成金返還命令通知書

年 月 日付けで交付確定した大和村廃屋等対策助成金について、下記のとおり返還するよう通知します。

返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日まで
返還方法	別紙納付通知書による。

交付決定通知	年 月 日付け通知	第 号
交付決定額	円	
交付確定通知	年 月 日付け通知	第 号
交付確定額	円	
既交付額	年 月 日交付	円
返還事由		

様式第10号（第5条関係）

第10号様式(第5条関係)

誓 約 書

大和村長

殿

私は、解体撤去しようとする家屋に関する以下の内容に偽りのないことを宣誓します。

なお、私は、大和村廃屋等対策助成金交付要綱に基づき助成事業を遂行し、権利等の争い及び当該家屋の解体撤去により問題等が生じた際は、私の責任において解決し、大和村には一切迷惑をかけないことを誓約します。

解体撤去する家屋 大和村 _____ (地番) に存する家屋

大和村 _____ (地番) (複数ある場合)

☐ 私は、上記家屋の所有者です。共有者がいる場合は、解体撤去について全員からの同意を得ており、申請等の手続に関して一切権限を委任されています。

☐ 私は、上記家屋の所有者 _____ の相続人（関係性： _____）です。相続人複数の場合は、解体撤去について全員からの同意を得ており、申請等の手続に関して一切権限を委任されています。

年 月 日

住所 _____

氏名 _____ 印